

佐賀県告示第二百五十六号

庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成二年佐賀県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第七号中「及びロ」を「からへまで」に改め、同条第三項第三号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第一号中「~~登記簿謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

様式第三号中「及び(3)」を「から(7)まで」、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第五号中「~~登記簿抄本等~~」を「~~登記事項証明書等~~」、「~~登記簿抄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

様式第七号中「~~略~~」を「~~略~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に行われる入札参加資格の申請等について適用し、同日前に行われた入札参加資格の申請等については、なお従前の例による。